

省 令

○文部科学省令第十六号  
学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十四条及び学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第五条第二項の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月十二日

文部科学大臣 渡海紀三朗

学校保健法施行規則の一部を改正する省令

学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、限る。」の下に「及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）を加え、同項第二号中「インフルエンザ」の下に「鳥インフルエンザ（H5N1）」を加え、同条第二項中「第七項」の下に「から第九項まで」を「規定する」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を「指定感染症」の下に「及び新感染症」を加える。  
第二十条第一項第二号イ中「インフルエンザ」の下に「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び新型インフルエンザ等感染症を除く。」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八号

精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月十二日

厚生労働大臣 舩添 要一

精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（精神保健福祉士試験の科目）

第五条 精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 人体の構造と機能及び疾病
  - 二 心理学理論と心理的支援
  - 三 社会学理論と社会システム
  - 四 現代社会と福祉
  - 五 地域福祉の理論と方法
  - 六 福祉行政と福祉計画
  - 七 社会保障
  - 八 低所得者に対する支援と生活保護制度
  - 九 保健医療サービス
  - 十 権利擁護と成年後見制度
  - 十一 精神医学
  - 十二 精神保健学
  - 十三 精神科リハビリテーション学
  - 十四 精神保健福祉論
  - 十五 精神保健福祉援助技術
- 第六条中「社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、医学一般、心理学、社会学及び法学」を「同条第一号から第十号までに定める科目」に改める。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）  
第二条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の表を次のように改める。

科 目	時 間		数
	精神保健福祉士短期養成施設	精神保健福祉士一般養成施設	
人体の構造と機能及び疾病	三〇	三〇	三〇
心理学理論と心理的支援	三〇	三〇	三〇
社会学理論と社会システム	三〇	三〇	三〇
現代社会と福祉	六〇	六〇	六〇
地域福祉の理論と方法	六〇	六〇	六〇
福祉行政と福祉計画	三〇	三〇	三〇
社会保障	六〇	六〇	六〇
低所得者に対する支援と生活保護制度	三〇	三〇	三〇
保健医療サービス	三〇	三〇	三〇
精神医学	六〇	六〇	六〇
精神保健学	六〇	六〇	六〇
精神科リハビリテーション学	六〇	六〇	六〇
精神保健福祉論	九〇	九〇	九〇
精神保健福祉援助技術総論	六〇	六〇	六〇
精神保健福祉援助技術各論	六〇	六〇	六〇
精神保健福祉援助演習	六〇	六〇	六〇
精神保健福祉援助実習	二七〇	二七〇	二七〇
合 計	七八〇	七八〇	一、一一〇

別表第三の表を次のように改める。

科 目	時 間		数
	精神保健福祉士短期養成施設	精神保健福祉士一般養成施設	
人体の構造と機能及び疾病	九〇	九〇	九〇
心理学理論と心理的支援	九〇	九〇	九〇
社会学理論と社会システム	九〇	九〇	九〇
現代社会と福祉	一八〇	一八〇	一八〇
地域福祉の理論と方法	一八〇	一八〇	一八〇
福祉行政と福祉計画	九〇	九〇	九〇
社会保障	一八〇	一八〇	一八〇